

---

## 平成22年第4回南丹市議会12月定例会会議録（第5日）

平成22年12月15日（水曜日）

---

### 議事日程（第5号）

平成22年12月15日 午前10時開議

- 日程第1 議案第89号撤回の件について（理由説明～表決）
- 日程第2 議案第90号から議案第93号まで、議案第95号から議案第105号  
（委員長報告～表決）
- 日程第3 議案第106号（提案理由説明～表決）
- 日程第4 請願審査について（質疑～表決）
- 日程第5 意見書案について
- 日程第6 議第6号 議案第97号に対する付帯決議案
- 日程第7 閉会中の継続調査申出について
- 日程第8 議員の派遣について  
人権擁護委員候補者の推薦について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第89号撤回の件について（市長提出）
- 日程第2 議案第90号 南丹市副市長定数条例の一部改正について（市長提出）
- 議案第91号 南丹市職員定数条例の一部改正について（市長提出）
- 議案第92号 南丹市消防団の設置等に関する条例の一部改正について  
（市長提出）
- 議案第93号 南丹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の  
一部改正について（市長提出）
- 議案第95号 南丹市営土地改良事業の施行について（市長提出）
- 議案第96号 南丹市道路路線の認定について（市長提出）
- 議案第97号 平成22年度南丹市一般会計補正予算（第3号）（市長提出）
- 議案第98号 平成22年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第3号）（市長提出）
- 議案第99号 平成22年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
（市長提出）
- 議案第100号 平成22年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算  
（第1号）（市長提出）
- 議案第101号 平成22年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）  
（市長提出）

- 議案第102号 平成22年度南丹市下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
(市長提出)
- 議案第103号 平成22年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算(第1号)  
(市長提出)
- 議案第104号 平成22年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第2号) (市長提出)
- 議案第105号 平成22年度南丹市上水道事業会計補正予算(第1号)  
(市長提出)
- 日程第3 議案第106号 南丹市自治功労者の表彰について (市長提出)
- 日程第4 請願審査について
- 日程第5 意見書案について
- 日程第6 議第6号 議案第97号に対する付帯議決案 (議員提出)
- 日程第7 閉会中の継続調査申出について
- 日程第8 議員の派遣について  
人権擁護委員候補者の推薦について

#### 出席議員(22名)

1番 山下秋則	2番 木戸徳吉	3番 林 茂
4番 大町 功	5番 今西不悖	6番 森 為次
7番 川勝眞一	8番 山下澄雄	9番 川勝儀昭
10番 松尾武治	11番 谷 幸	12番 廣瀬孝人
13番 矢野康弘	14番 橋本尊文	15番 森 嘉三
16番 仲村 学	17番 村田正夫	18番 仲 絹枝
19番 高野美好	20番 大西一三	21番 井尻 治
22番 小中 昭		

#### 欠席議員(なし)

#### 事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝山秀良	局長 補佐	今西 均
係 長	西田紀子	主 査	長野久好

#### 説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔納	副 市 長	松田清孝
教 育 長	森 榮一	総合政策担当部長 兼総合政策室長	大野光博

総務部長	上原文和	企画管理部長	井上修男
市民部長	西村良平	福祉部長 兼福祉事務所長	永塚則昭
農林商工部長	神田衛	土木建築部長	山内明
上下水道部長	和久田哲夫	教育次長	東野裕和
会計管理者 兼出納課長	小寺貞明	八木支所長	川勝芳憲
日吉支所長	榎本泰文	美山支所長	小島和幸

---

### 午前10時00分開議

**○議長（井尻 治君）** 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は、22名であります。定足数に達しておりますので、これより12月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

それでは、ただちに本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

#### 日程第1 議案第89号撤回の件について

**○議長（井尻 治君）** 日程第1「議案第89号撤回の件について」を議題といたします。

市長から議案第89号撤回の理由の説明を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** 皆さんおはようございます。ただいま上程いただきました議案第89号の撤回の件につきましてご説明を申し上げます。

議案第89号、南丹市組織条例の全部改正についてであります。本議案につきましては、市民が気軽に相談できる体制の実現や、市民サービスの取り組みと目的に応じた組織体制の構築、また今後の事業展開や職員数の減少を考慮した組織の実現など、市民に分かりやすく、利用していただきやすい体制を整えるため、提案をいたしました次第であります。今定例会におきまして、議会からさまざまなご意見を賜る中で、組織再編案について再考いたしたく本条例案を撤回請求するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

**○議長（井尻 治君）** 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第89号撤回の件については、質疑及び討論を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（井尻 治君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第89号撤回の件については、質疑及び討論を省略することに決しました。

これより起立により採決いたします。

議案第89号撤回の件については、これを承認することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（井尻 治君）** 起立全員であります。

よって、議案第89号撤回の件については、これを承認することに決しました。

ここで、この場で暫時休憩いたします。

**午前10時03分休憩**

.....  
**午前10時04分再開**

**○議長（井尻 治君）** それでは休憩をとき、休憩前に引き続き会議を開きます。

-----  
**日程第2 議案第90号から議案第93号まで、議案第95号から議案第105号まで**

**○議長（井尻 治君）** 日程第2「議案第90号から議案第93号まで、及び議案第95号から議案第105号まで」を一括して議題といたします。

これより各委員長の報告を求めます。

村田総務常任委員長。

**○総務常任委員長（17番 村田 正夫君）** 総務常任委員会に付託をされました議案第90号、91号、92号、93号、97号、100号、103号の7件につきまして、審査の経過概要と結果を報告いたします。

12月3日、午前10時より協議会室において総務常任委員会を開催。総務部、企画管理部、教育委員会の順に所管の議案について審査を行いました。総務部におきましては議案第92号、南丹市消防団の設置等に関する条例の一部改正についてと、議案第93号、南丹市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての2議案を一括審査いたしました。定員より消防のあり方を見直すべき、団員の負担を改革すべきとの意見や女性消防団員や団員報酬、組織再編のスケジュールについての質疑があり、それぞれ答弁を受け、討論もなく、表決の結果、全員賛成で可決されました。

次に、議案第103号、平成22年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）については、詳細説明を受けたのち、特に質疑、討論はなく、表決の結果、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第97号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第3号）について、詳細説明を受けたのち、松田副市長の出席も求め質疑に入りました。市庁舎改修事業についてボーリング調査がはじまっているようであるが、9月補正300万円との関係、

庁舎機能の予定、新たに設計委託料が計上されている点等に質疑が集中をいたしました。庁舎機能としての活用は、方向として理解しつつも、定かでない部分が見受けられるとして予算を修正する意見、また付帯決議で条件をつける意見が出されました。ほかにも、過疎債を充てる保育所耐震化改修事業、財源内訳の中で、その他財源の充て方、物件費の嘱託賃金に過疎債を充てる点、日吉支所の火災報知機の移転について質疑があり、それぞれ答弁を受けました。その後、京都地方税機構に関する資料説明を税務課長より受けました。

続いて、企画管理部に移り、議案第90号、南丹市副市長定数条例の一部改正について詳細説明を受けましたが、質疑、討論もなく、表決の結果、全員賛成で可決をされました。

続いて、議案第91号、南丹市職員定数条例の一部改正については、農業委員会職員の1名増について質疑があり、農地法改正による事務量増大の答弁を受けました。質疑を終結し、討論もなく、採決の結果、全員賛成で可決されました。

次に、議案第100号、南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を受けましたが、質疑、討論もなく、表決の結果、全員賛成で可決されました。

次に、議案第97号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第3号）については、ふるさと南丹応援寄附金の財源組み替えの処理について質疑があり、寄附者から一部苦情が出ているとのことでした。寄附者の思いに応えるとともに、丁寧な対応が求められるところです。ほかに、国の住民基本台帳の一部を改正する法律の成立に伴う外国人住民についても、適用対象に加える制度の開始に質疑があり、詳細説明を受けました。

最後に、教育委員会ですが、議案第97号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第3号）について、安心メールの発信が遅い点、嘱託及び臨時職員の賃金の上昇額について、陸上競技場管理委託料の入札差金の多さと設計額の見積もりについて、工事が遅れる理由について等の質疑が出され、それぞれ答弁を受けました。

最後に、総務部長、企画管理部長、教育次長が揃い、議案第97号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第3号）について表決を行いました。採決に先立ち、修正案が提出され討論を諮りました。反対、賛成、それぞれ一人ずつの討論ののち、まず修正案について表決を行いました。賛成少数により否決されました。

次に、本案の表決を行い、賛成多数で可決されました。その後、付帯決議が出され、表決の結果、賛成多数で可決されました。

以上、今定例会の総務常任委員会の委員長報告といたします。

**○議長（井尻 治君）** 続いて、小中産業建設常任委員長。

**○産業建設常任委員長（22番 小中 昭君）** 産業建設常任委員会に付託されました議案第95号、96号、97号、101号、102号、105号、以上6議案につきまして、審査の状況と結果について報告いたします。

本件につきましては、去る12月6日、常任委員会を開催し、審査を行ったところでございます。

まず、農林商工部では、議案第95号、南丹市営土地改良事業の施行についてであります。本件は、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第95号は、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第3号）であります。主な質疑は、地域バイオマス利活用交付金事業の減額について、鳥獣被害防止総合対策事業について、企業支援事業について、京都新光悦村推進事業についてなどの質疑がありました。

次に、土木建築部では、議案第96号、南丹市道路路線の認定についてであります。本件での主な質疑は、本路線には枝分かれしている箇所があり、しかも行き止まりである。幅員が3.2mと、市道としては狭い箇所があるなどの質疑がありました。質疑ののち、討論はなく、採決の結果、議案第96号は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第3号）であります。主な質疑は、中心市街地活性化推進委員会の負担金について、住宅管理費修繕料についてなどの質疑がありました。

次に、上下水道部では、議案第101号、平成22年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第101号は、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号、平成22年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。主な質疑は水質検査について、汚泥処理についてなどの質疑がありました。質疑ののち、討論はなく、採決の結果、議案第102号は、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号、平成22年度南丹市上水道事業会計補正予算（第1号）であります。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第105号は、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第3号）であります。本件は特に質疑はありませんでした。質疑を終結し、農林商工部長、土木建築部長入室ののち、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数で議案第97号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第3号）は、可決すべきものと決しました。

以上、誠に簡単ですが、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告といたします。

**○議長（井尻 治君）** 続いて、仲村厚生常任委員長。

**○厚生常任委員長（16番 仲村 学君）** それでは、厚生常任委員会に付託されました4議案につきまして、審査の状況と結果について報告を申し上げます。

当委員会は、去る12月7日に委員会を開催し、市民部、福祉部の順に所管のそれぞれの議案について審査を行いました。

まず、議案第97号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第3号）については、地域診療所の状況、不法投棄をはじめとするゴミ問題、予防接種可能施設についてなど多くの質疑が交わされました。質疑、答弁ののち、討論はなく、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号、平成22年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、賦課徴収についての質疑があり、これまでと同様に強行姿勢ではなく、対話と相談を中心に考える。現時点での徴収率は平年並みで推移しており、滞納繰越分の徴収率は前年度より高い状況である。悪質なものについては財産の差し押さえなど、これまで以上に厳しい対応をしていくとの答弁でありました。また納付方法についても質疑があり、今後の検討課題との答弁でありました。質疑、答弁ののち、討論はなく、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号、平成22年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、質疑、答弁ののち、討論はなく、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号、平成22年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、質疑、答弁ののち、討論はなく、賛成全員により可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会に付託されました4議案の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（井尻 治君）** 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

次に、お手元配布のとおり、議第5号、議案第97号に対して、松尾武治議員ほか1名から修正案が提出されておりますので、説明をお願いいたします。

10番、松尾武治議員。

**○議員（10番 松尾 武治君）** おはようございます。議案第97号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第3号）に対する修正案の提案趣旨をご説明いたします。

今回の修正案は、歳出において2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費の市庁舎等改修事業5,764万8,000円を減額し、これにかかわる歳入も減額した上で、歳入歳出予算総額210億2,219万1,000円を、209億6,454万3,000円に減額修正するものであります。市庁舎等改修事業、旧法務局舎の活用については、一般質問の答弁でもありましたように、本庁舎が坂の上にあることから、道路に面する市役所窓口として事務のワンストップ化を図り、市民の利便性を高めるために活用するとありました。また併せて、今定例会に組織の全部改正の議案が提案されたところではありますが、委員会等で、理念なき組織改革、非効率な事務組織、内部整備の不備など多く反対意見が続出する中、市長からの提案の撤回が申し入れられたところであり、今回、明確に示された旧法務局舎の改修目的が条例案の撤回で不明瞭となる中で、改修予算のみが残される現状にあります。この目的が不確定になった以上、予算も不

用と考えます。先の一般質問で、市長は使い道がはっきりしないものに予算を組むことはできないと発言されておりますように、施設改修等の予算編成においては、庁舎内の意見集約、市民のニーズ及び効率的に配慮する中で、市民の皆さんの利便性をはじめ、職員が働きやすい職場整備など、明確な目的を示した上での設計に基づく予算編成が必要と考えます。一般質問の答弁で、旧法務局舎の使い道が示されましたが、旧法務局の床面積からして、市民の窓口となるすべての業務を行うことが困難な状況は明白であり、組織の二重構造となる園部支所の復活に繋がります。組織条例の変更が撤回されたとはいえ、本会議で市長は園部支所の復活とも思われる市役所の総合窓口的な活用を示されております。議案撤回後に、松田副市長からはバリアフリーの事務所に改修したいとの説明であったと思いますが、既に市長は本会議の答弁で使用目的を示されており、市長、副市長が別々の説明を行い、その調整が行われない状況で現在に至っております。このように本件は、市長が本会議で総合窓口的な活用を示し、副市長はバリアフリー的な事務所改修と、市長の発言と異なる曖昧な説明をしております。この点を指摘しましたが、整合性を確認することができず、市民の皆様に理解を求めることが困難な結果を生みました。先に議決して付帯議決を付けるより、議会は議案に対する修正権を有することから、不明瞭な予算に対する審査結果の意見は、修正権を行使することにより表明することが、市民の皆様にも理解が得られやすい議会の意思表示と考えております。以上のことから、利用目的が不明瞭になった総務管理費の新庁舎等改修事業を削減し、利息が伴う市債発行を抑制する修正案を提案いたします。

法の精神に沿った適正な予算編成と、市民目線の議会運営を確保するためにも、提案の趣旨をご理解賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（井尻 治君）** これより質疑に入ります。

特に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（井尻 治君）** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第97号についての討論を行います。

通告に基づき発言を許します。

14番、橋本尊文議員。

**○議員（14番 橋本 尊文君）** 皆さん、おはようございます。議席14番の橋本尊文でございます。私は平成22年度南丹市一般会計補正予算（第3号）に対して、賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算で特筆すべきことは2点あると思っております。まずは、過疎地域自立促進特別事業債（ソフト事業）1億4,140万円の計上であります。過疎地域については昭和45年以来、4次にわたり議員立法として制定された過疎対策立法のもとで各種の対策が講じられてきたところでありますが、平成22年4月1日、過疎地域自立



促進特別措置法の一部を改正する法律が施行され、失効期限の6年間の延長や過疎地域要件の追加と共に、実効性ある過疎対策を講じるため、ソフト事業への拡充と対象施設の追加の改正が行われたところであります。法においては地域の自立促進、地域福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成への寄与を目指すものであり、この目的達成にソフト事業への拡充は画期的であり、当市においてこの活用は市政運営上極めて重要であります。本事業は9月定例議会において、南丹市過疎地域自立促進市町村計画の議決を受けての今回の上程であります。私は、過疎化は少子高齢化問題と表裏一体であると考えています。同時に南丹市の積年の課題でもあり、市域の均衡ある発展にかかわる大命題でもございます。この課題克服ができてこそ、過疎化対策の展望が広がってくるものと思われまます。それゆえに今回の過疎債、ソフト事業の充当は、保健、福祉、地域医療等の高齢者対策、そして少子化対策、また地域環境と拠点整備の機能を高める施策として過疎地域の自立促進に寄与し、ひいては南丹市の目標である安心・安全なまちづくりに繋がってくるものであり、おおいに評価に値するものであるというふうに思っております。

次に、市庁舎等改修事業についてであります。この問題は旧法務局の買収に端を發しました。この建物が市役所の隣接物件であること、市庁舎自体が手狭で住民サービス、利便性に問題があること、そして、南丹市所有の土地売却と連動して行われることなどの要因により取得となったものであります。当然、庁舎としての活用が大前提であり、議会においても買収の承認を与えました。9月議会では市庁舎等改修事業として、300万円が議決をされ、活用についての議会の総意が確認をされたところであり、既に改修に向けた調査が実施をされている状況であります。このような経緯を踏まえての今回の提案であります。南丹市組織条例の全部改正議案は撤回となりましたが、既に庁舎としての活用を目的として取得した財産の早期の有効利用を図っていくこと、また市民の利便性の向上を目指すためにも、この予算執行は必要であるというふうに思われまます。今後におきましても活用内容等十分精査、検証を求めまして、賛意を表したいと思いまます。

以上、2点を考察をし、賛成討論といたします。

**○議長（井尻 治君）** 続いて、19番、高野美好議員。

**○議員（19番 高野 美好君）** 日本共産党市会議員団の高野美好でございます。私は議員団を代表いたしまして、議案第97号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第3号）について、原案反対の立場から討論を行います。

本補正予算案は、職員給与の減額や誘致企業への奨励金の増額など、我が議員団が指摘をしてきた内容が含まれており、賛成をし難い予算であります。しかし、ここでは次の1点に絞り、反対の意を表明したいと考えまます。それはふるさと南丹応援寄附金の活用のあり方についてであります。一般的にふるさと納税と言われているこの制度は、出身地などの地方公共団体を、応援をする制度で、ふるさとなどの地方公共団体に寄付を

した場合に、その一部を個人所得税、住民税から控除する制度で、結果としてふるさとに納税したのと同じ効果が生じるという制度であります。南丹市も多くの皆さんからご寄付をいただいております。平成20年度で17件、430万5,000円、平成21年度は9件、1,012万円、平成22年度は11月末現在で8件、655万円の寄付をいただいております。本市では子育て支援に関する事業、環境保護に関する事業など、五つの指定事業を示し、寄附金を受け、それぞれの事業に寄附金を充てております。ところが、今補正予算案をよくよく見てみますと、寄附金が有効に活用されていないことが見えてまいります。本補正予算案では610万円の寄附金を11の事業に充ててはいますが、その大半である10事業については、当初予算で予定をした事業はそのまま、一般財源から寄附金という財源を組み替えた措置がとられております。お粗末としか言いようがありません。おそらく寄付をされた皆さんは、南丹市を良くしてほしい。寄附金が一助になればとの熱い思いを持たれての寄附であると考えられます。寄附の趣旨にのっとり新たな事業を構築してこそ、寄附された方のふるさと南丹への熱い思いに応えることになるのではないのでしょうか。私は平成21年度決算の審議においても同じような措置がとられており、改善すべきだと指摘をしてきました。年度後半になっての補正となることから、新たな事業対応は困難と考えられます。そうであるなら、基金積立を検討し、来年の当初予算で、それぞれの職場でもよく議論をして事業をすべきだと考えます。

以上、本補正予算案の不備を、指摘をし、反対討論といたします。議員諸兄の賢明なご判断を、お願いをいたします。

**○議長（井尻 治君）** ほかに、特に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（井尻 治君）** それでは、ないようでございますので、次に、議案第90号から議案第93号まで、及び議案第95号から議案第105号までのうち、議案第97号を除いて討論を行います。討論の通告はありません。

特に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（井尻 治君）** 討論ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではこれより順次、採決いたします。

まず、議案第90号から議案第93号まで、議案第95号及び議案第96号、条例の一部改正等6件を一括して、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（井尻 治君）** 起立全員であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第3号）について、松尾武治議員ほか1名から提出の修正案を、起立により採決いたします。

修正案に、賛成者の起立を求めます。

（起立少数）

**○議長（井尻 治君）** 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、議案第97号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第3号）の原案について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（井尻 治君）** 起立多数であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号から議案第105号まで、補正予算8件を、一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（井尻 治君）** 起立全員であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第106号

**○議長（井尻 治君）** 日程第3「議案第106号」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第106号、南丹市自治功労者の表彰につきましては、地方自治の発展にご貢献いただきました方を自治功労者として表彰するものであり、議会の同意を得ようとするものであります。湯浅保氏は、旧日吉町教育委員会委員、旧日吉町選挙管理委員会委員、旧日吉町固定資産評価審査委員会委員をして、南丹市固定資産評価審査委員会委員として通算22年間在職され、地方自治の発展にご尽力賜ったところであり、自治功労者としての資格を得ておられます。これまでのご苦勞に報いたいと存じますので、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（井尻 治君）** 提出者の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第106号については、人事等に関するものでありますので、委員会付託及び討論を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(井尻 治君)** 異議なしと認めます。

よって、委員会付託及び討論を省略することに決しました。

この際、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(井尻 治君)** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(井尻 治君)** 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

---

#### 日程第4 請願審査について

**○議長(井尻 治君)** 次に、日程第4「請願審査について」を議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会並びに厚生常任委員会の請願審査結果報告は、お手元配布の文書表のとおりであります。

この際、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(井尻 治君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告はありません。

特に討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(井尻 治君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより順次、起立により採決いたします。

まず、中学校給食の早期実現を求める請願に対する委員長の報告は、採択であります。委員長報告のとおり採択することに、賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長(井尻 治君)** 起立多数であります。

よって、本請願は、採択と決しました。

次に、T P Pの参加に反対する請願に対する委員長の報告は、採択であります。

委員長報告のとおり採択することに、賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長(井尻 治君)** 起立多数であります。

よって、本請願は採択と決しました。

次に、精神障害者福祉施策に関する請願に対する委員長報告は、採択であります。  
委員長報告のとおり採択することに、賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(井尻 治君)** 起立全員であります。

よって、本請願は採択と決しました。

## 日程第5 意見書案について

**○議長(井尻 治君)** 日程第5「意見書案について」を議題といたします。お手元配布のとおり、議案は3件であります。

事務局長に件名を朗読させます。

**○議会事務局長(勝山 秀良君)** 件名を朗読いたします。

T P P (環太平洋戦略的経済連携協定) 交渉参加に反対する意見書(案)、障害年金制度の改革を求める意見書(案)、米価下落に対する緊急対策を求める意見書(案)。

以上であります。

**○議長(井尻 治君)** ただいまの件名の朗読で、議案の内容はご承知願えたものと思います。

この際、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(井尻 治君)** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告はありません。

この際、特に討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(井尻 治君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより順次、採決いたします。

まず、T P P 交渉参加に反対する意見書(案)を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長(井尻 治君)** 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、障害年金制度の改革を求める意見書(案)を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(井尻 治君)** 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、米価下落に対する緊急対策を求める意見書(案)を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(井尻 治君) 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の字句等整理については、議長に一任願います。

---

### 日程第6 議第6号 議案第97号に対する付帯決議案

○議長(井尻 治君) 次に、日程第6、議第6号「議案第97号に対する付帯決議案」を議題といたします。

本案は発議者、矢野康弘議員、賛成者、橋本尊文議員ほか3名でもって、南丹市議会会議規則第14条の規定により、議長宛てに提出されております。提出者の説明を求めます。

矢野康弘議員。

○議員(13番 矢野 康弘君) 13番、矢野康弘でございます。議第6号、議案第97号、平成22年度南丹市一般会計補正予算(第3号)に対する付帯決議案について、提案理由の説明を申し上げます。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、27節公課費までのうち、市庁舎等改修事業費5,764万8,000円の予算執行について、12月3日総務委員会において慎重に審査したところ多くの意見が出ました。こうした中で、議案第89号、南丹市組織条例の全部改正についてが、市長より市民サービスの向上と職員の減少を見越した提案でありましたが、結果的に再考するとして撤回されました。こうした状況の中で、本決議案を十分尊重し、対応されるよう求めるものであります。議員の皆さんの賢明なご判断をお願いするものであります。

以上であります。

○議長(井尻 治君) 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井尻 治君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告に基づき発言を許します。

1番、山下秋則議員。

○議員(1番 山下 秋則君) 議席番号1番、無所属、山下秋則です。議長の許可をいただきましたので、これより議案第97号、平成22年度南丹市一般会計補正予算(第3号)に対する付帯決議について、賛成の立場で討論します。

本補正予算案には、市が取得した旧京都地方法務局園部支局の建物を市民に対する行

政サービスをワンストップ的に提供する庁舎として利用するためとして、市庁舎等改修事業費 5,764万8,000円が計上されていますが、本事業予算は、その目的事業計画において十分な検討がなされた上での予算計上とは言い難い点が多くあります。具体的には、第1に、本庁舎での窓口系行政サービス提供についての問題点や課題について、審議の過程で市から明確な説明がなく、利用者である市民の視点での現状分析が乏しい中での計画であると思慮します。第2に、当該庁舎で実施しようとするワンストップ的行政サービスの範囲と内容が明確にされていない中で、本改修事業を実施した結果、整備内容に過不足や手戻りが生じないか危惧されるところであります。第3に、ワンストップ的と市も自ら表現し、ワンストップと言いきらないことからもうかがえるように、結果として不完全なワンストップによる行政サービスの提供となり、そのことで行政サービスの提供部署、機能が本庁舎と当該庁舎に分離されてしまえば、かえって行政サービスの提供が現状より後退し、市民には不便になることが大いに危惧されます。このことは、本庁舎で窓口系行政サービス提供にかかわる職員は100人程度であるが、当該庁舎で使用できる職員の数は80人程度とする総務常任委員会での答弁でも明らかであります。第4に、当該庁舎の駐車可能台数はわずか10数台である上、出入り口が非常に狭い状況により、結果、利用者は本庁舎の駐車場を利用せざるを得なく、その場合、駐車場から当該庁舎まで市道を横断して行かざるを得ないなど、通行上の危険性や不満性をも抱えています。このように多くの問題を抱えている一方で、本事業予算は市民が気軽に相談できる体制の実現や、市民サービスの取り組みと目的に応じた組織体制の構築を目的とする市組織再編と関連して提案されたものと考えますが、総務常任委員会での集中的な審議があり、関連条例案が撤回されましたが、行政のきめ細かな対応が求められる今日においては、組織再編の目的の一つとされた市民が気軽に相談できる体制の充実が積極的に図っていかねばならないことで、現在の本庁舎の状況も含めて考えると、プライバシーに配慮した相談場所の確保は、喫緊の課題と理解するところであります。また市民に分かりやすく、利用しやすい庁舎の整備も重要な課題であります。さらには、本事業予算額が当該補正予算案の補正額の約4割を占め、その財源をも含めた本補正予算案の抜本的な見直し修正の困難性など、総合的に比較考慮した結果、市民にとって利用しやすい庁舎とはどうあるべきかについて、当該庁舎だけでなく、本庁舎も含めた庁舎全体として、併せてそのための市役所組織のあり方も含めて、市役所庁内で十分に検討され、市民の利便性、安全性と行政サービス提供における効率性に十分配慮された適切な計画を議会に示され、議会の理解を得た上で、本事業予算の執行がなされるものと考えます。以上の論旨から、議案第97号、平成22年度南丹市一般会計補正予算（第3号）に対する付帯決議について賛成するものであり、賛成討論といたします。

以上であります。

**○議長（井尻 治君）** ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（井尻 治君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは採決に入ります。

原案のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（井尻 治君）** 起立多数であります。

よって、本案は、可決されました。

案の抹消をお願いいたします。

---

### 日程第7 閉会中の継続調査申出について

**○議長（井尻 治君）** 次に、日程第7「閉会中の継続調査申出について」を議題といたします。

会議規則第104条の規定により、お手元配布の文書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、取り計らうことといたしたいと思いますが、それにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（井尻 治君）** 異議なしと認め、さよう決します。

---

### 日程第8 議員の派遣について

#### 人権擁護委員候補者の推薦について

**○議長（井尻 治君）** 次に、日程第8「議員の派遣について」を議題といたします。

本件については会議規則第160条の規定により、お手元に配布のとおり、京都市議会議長会総会に森嘉三副議長を派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（井尻 治君）** 異議なしと認め、さよう決します。

次に、「人権擁護委員候補者の推薦について」、市長より、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、お手元に配布のとおり、同委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求められております。本件については異議がないとの意見を述べることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（井尻 治君）** 異議がないようでございますので、さよう取り計らいをいたします。

---

**○議長（井尻 治君）** 以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。

今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。



これにて本日の会議を閉じ、平成22年第4回南丹市議会12月定例会を閉会いたします。

ここに謹んで、平成23年が皆様方にとっても最良の年となりますようご祈念申し上げます。

大変ご苦労様でございました。

**午前10時59分閉会**

---



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 井 尻 治

南丹市議会議員 大 町 功

南丹市議会議員 橋 本 尊 文